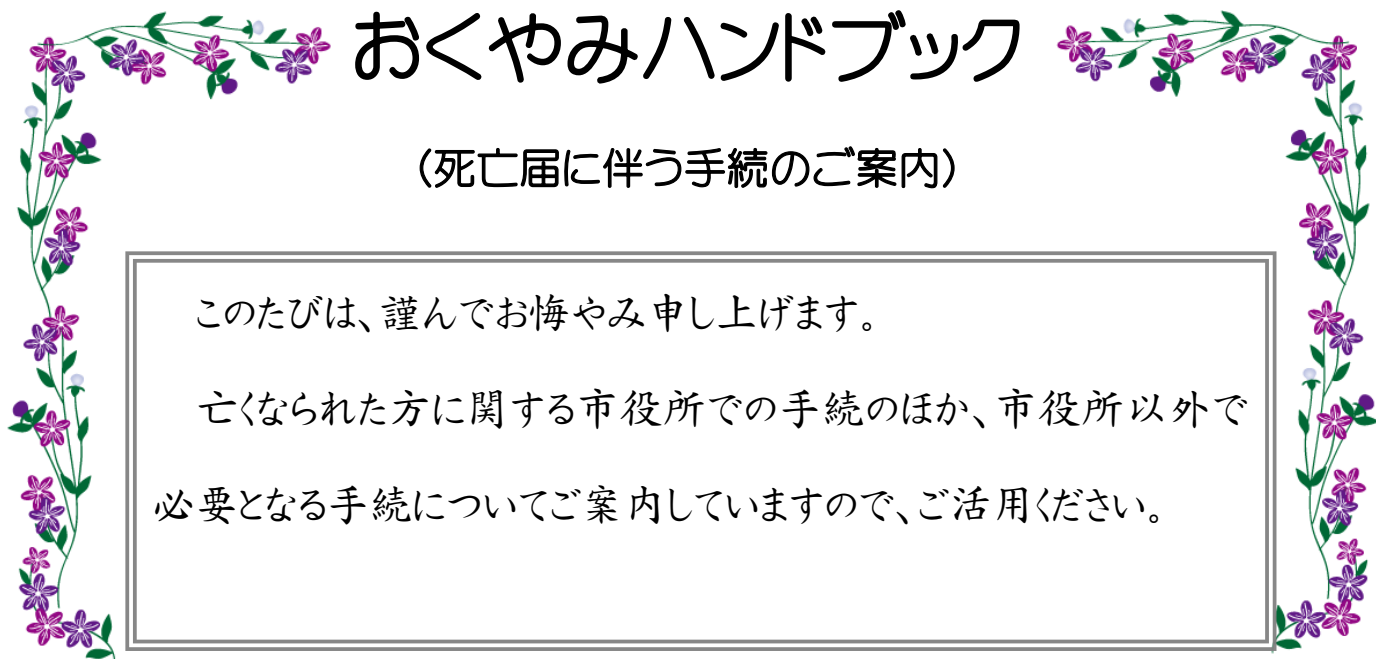
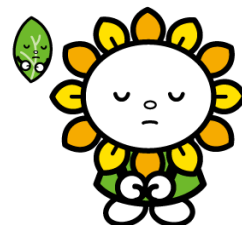




死亡に関する届出の基本情報(メモ)



いろいろな手続でご提示いただくことによって、提出先に用件が速やかに伝わります。
よろしければ、ご自宅でご記入の上、お持ちください。

※ 各窓口で別途書類を記入していただく必要はあります。

亡くなられた方 (対象者)	住 所	☐ 愛知県尾張旭市		
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	死亡日	年 月 日
窓口に来られた方	住 所	☐ 対象者と同じ ☐		
	氏 名			
	対象者との 関係			
	電話番号			

尾 張 旭 市
0561-53-2111 (代表)

亡くなられた方が尾張旭市に住民登録されている場合、以下の手続きが必要です。
 なお、尾張旭市以外の場合については、制度が異なることがありますのでご注意ください。

1 市役所での手続

該当する項目「□」にチェックしていただき、関係課で手続をしてください。

※ 詳細は担当課にお問い合わせください。

対 象 と な る 方		手 続 な ど	担 当 課
☐	印鑑登録をされている方	亡くなられた方の印鑑登録は廃止されます。	市民課 内線 391・399 ①②窓口
☐	世帯主の方 (残った方が2名以上のとき)	世帯主が亡くなられた場合、通常は住民票の世帯主の次にお名前が記載されている方に世帯主を変更します。世帯員の中に世帯主となりうる方が複数いる場合で、他の方を世帯主にしたいときは、世帯主変更届を提出してください。 ※世帯主とは、主としてその世帯の生計を維持し、その世帯を代表する方	
☐	通知カード、マイナンバーカードをお持ちの方	亡くなられた方の通知カード、マイナンバーカードはお返しいただく必要はありません。	
☐	外国人の方	亡くなられた方の在留カード、特別永住者証明書は死亡が分かる書面の写しを添付して、出入国在留管理局へお返しください。 〈名古屋出入国在留管理局〉 ☎0570-052259 (代表) ※郵送での返却の場合は下記送付先にお送りください。 〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 〈東京出入国在留管理局おだいば分室〉 ☎03-3599-1068	
☐	国民健康保険に加入されている方	限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの方はお返しください。	保険医療課 (国保年金係) 内線 321・323 (高齢者医療係) 内線 326・328 (福祉医療係) 内線 327・330 ③窓口
☐	後期高齢者医療制度に加入されている方	特定疾病療養受療証をお持ちの方はお返しください。 高額療養費等の支給に該当する方は、振込先を変更する必要がありますので、相続人の振込先の分かるもの(預金通帳等)をお持ちください。	
☐	年金に加入または年金を受給されている方	年金の種類によって異なりますが、手続が必要な場合がありますのでお問い合わせください。 【お近くの年金事務所】 日本年金機構 瀬戸年金事務所 ☎0561-83-2412 (代表)	
☐	後期高齢者福祉医療、子ども医療、障害者医療、精神障害者医療、母子・父子家庭医療費受給者証をお持ちの方	資格喪失手続が必要です。 医療費受給者証をお持ちください。	
☐	児童手当、児童扶養手当、県遺児手当、遺児就学手当を受給中の方	手続が必要です。担当課へお問い合わせください。	こども課 (家庭支援係) 内線 477 (児童育成係) 内線 476 ④窓口
☐	児童クラブへ通われている方	手続が必要な場合がありますので、担当課へお問い合わせください。	
☐	保育所等へ通われている方	手続が必要です。担当課へお問い合わせください。	保育課 内線 469・470 ④窓口
☐	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	喪失手続が必要です。担当課へお問い合わせください。	地域福祉課 内線 302 303 304 ⑥窓口
☐	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、在宅重度障害者手当、特別児童扶養手当を受給中の方	喪失手続が必要です。担当課へお問い合わせください。	
☐	心身障害者扶養共済制度に加入している方	手続が必要です。担当課へお問い合わせください。	
☐	自立支援医療(精神通院、更生、育成)を受けている方	手続が必要です。担当課へお問い合わせください。	
☐	障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業を利用している方	各受給者証をお返しください。	

対 象 と な る 方		手 続 な ど	担 当 課
☐	介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者資格喪失届が必要です。介護保険被保険者証をお返してください。介護保険料が還付される場合があります。相続人の振込先の預金通帳をお持ちください。	長寿課 (介護保険係) 内線 341 342・346 ⑦窓口 (長寿支援係) 内線 345 ⑦窓口
☐	介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方	各認定証等をお返してください。	
☐	要介護・要支援認定申請中の方	要介護認定等申請取り下げの手続が必要な場合がありますので、担当課へお問い合わせください。	
☐	要介護認定を受けている方	所得税法上の障害者控除の適用を受けられる場合があります。担当課へお問い合わせください。 高額介護サービス費または高額医療合算介護サービス費の支給に該当する方は振込先の変更が必要な場合がありますので、相続人の振込先の預金通帳をお持ちください。	
☐	緊急通報装置を設置されている方	機器の返却が必要です。担当課へお問い合わせください。	
☐	犬を飼育されている方	飼い主の変更手続が必要になります。詳細についてはお問い合わせください。	環境課 (環境保全係) 内線 362 (環境施策係) 内線 361 ⑧窓口
☐	旭平和墓園に墓地をお持ちの方	墓地使用者の承継が必要になります。詳細についてはお問い合わせください。	
☐	資産（土地・家屋・償却資産）をお持ちの方	相続等の手続が完了するまでの間、納税通知書等を受け取っていただく方（相続人代表者等）の指定届を提出してください。詳細は、税務課土地係へお問い合わせください。 ●土地・家屋（登記済）の名義変更については、法務局へお問い合わせください。 ●登記されていない家屋をお持ちの方は、税務課家屋償却係で名義変更の手続が必要です。 ●償却資産をお持ちの方は、税務課家屋償却係へお問い合わせください。	税務課 (土地係) 内線 271・272 (家屋償却係) 内線 276・277 ⑩窓口
☐	尾張旭市のナンバープレートのついたバイク（125cc以下）・小型特殊自動車をお持ちの方	所有者の名義変更または廃車の手続をしてください。詳細については、税務課家屋償却係までお問い合わせください。	(市民税係) 内線 273 274・275 ⑨窓口
☐	市民税・県民税・森林環境税が課税されている方	市民税・県民税・森林環境税は、その年の1月1日現在の住所地で課税されます。市民税・県民税・森林環境税を納めなければいけない人が亡くなった場合は、相続人代表者指定届を提出してください。	
☐	口座振替（市税等）の名義人の方	対象口座について、一般的には口座が凍結されますので、遺族の方に署名をいただくことで口座振替登録の廃止処理を行っております。 市税等：市民税・県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）	収納課 (庶務係) 内線 281・282 (収納係) 内線 283～286 ⑪窓口
☐	市税等に未納のある方	市税の未納分は、原則、法定相続人に納付の義務がありますので、納付についてご案内します。なお、納付書の再発行や納税相談も受け付けています。 市税等：市民税・県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税	
☐	農地・森林をお持ちの方	所有者変更の届出が必要です。担当課へお問い合わせください。 ●対象となる農地：登記地目または現況地目が田・畑の土地 ●対象となる森林：地域森林計画対象民有林（担当課へ確認してください。）	公園農政課 内線 532・533 ⑫窓口
☐	市営住宅に入居されている方	同居者異動または退去の届出が必要です。担当課へお問い合わせください。	都市計画課 内線 523・524 ⑬窓口
☐	水道を利用されている方	水道の使用の中止や使用者の変更等の手続が必要な場合がありますので、お問い合わせください。 <u>水道業務受託者</u> ㈱ファノバ ☎0561-76-8171（直通）	経営政策課 内線 555 556・558 ⑭窓口
☐	就学援助費を受けている方	手続が必要です。担当課へお問い合わせください。 振込先の変更が必要な場合がありますので、新たな振込先の預金通帳及び身分が証明できるものをお持ちください。	学校教育課 内線 613・614 ⑮窓口
☐	母子・父子家庭（ひとり親家庭）になる方でお子様が市内小中学校に在籍している方	就学援助制度の説明をします。担当課へお問い合わせください。	

2 市役所以外での主な手続

※ 各手続については、人によって異なります。詳細は、各関係機関等にお問い合わせください。

対 象 と な る 方		手 続 先
① 年 金		
☐	厚生年金を受給されている方	瀬戸年金事務所 ☎0561-83-2412
☐	共済年金を受給されている方	各共済組合
☐	企業年金を受給されている方	各企業年金基金等または企業年金連合会（年金相談室） ☎0570-02-2666
☐	恩給を受給されている方	総務省恩給相談窓口 ☎03-5273-1400
② 相 続 等		
☐	生命保険・損害保険等	加入していた生命保険会社または代理店
☐	預貯金口座等	各金融機関等
☐	株式等	各証券会社等
☐	国債	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
☐	相続財産・所得がある方	尾張瀬戸税務署 ☎0561-82-4111
☐	不動産登記関係	名古屋法務局春日井支局 ☎0568-81-3210 瀬戸法務局証明サービスセンター（瀬戸市役所） ☎0568-89-2366
☐	遺産分割に関する申立て・手続	名古屋家庭裁判所遺産分割センター ☎052-223-2844
☐	相続放棄、遺言書検認の申立て・手続	名古屋家庭裁判所家事受付センター ☎052-223-2830
③ そ の 他 （ 名 義 変 更 や 解 約 な ど ）		
☐	尾張小牧ナンバーの車両の名義変更・廃車等	●普通車、軽二輪（125cc超250cc以下）、二輪の小型自動車（250cc超） 中部運輸局愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2048 ●軽三輪・軽四輪・ボートトレーラー 軽自動車検査協会愛知主管事務所小牧支所 ☎050-3816-1773 ※自動車税（種別割）の納付相談 東尾張県税事務所 ☎0568-81-3139
☐	固定電話（NTT 西日本）	NTT 西日本 ☎局番なし 116（無料） ☎0800-2000-116（無料）
☐	固定電話（NTT 西日本以外）	各契約会社
☐	携帯電話	各契約会社
☐	ケーブルテレビ・インターネット等	各契約会社
☐	NHK	NHK 名古屋放送局 ☎0120-151515（無料） ☎050-3786-5003（有料）
☐	電気・ガス等	各契約会社
☐	浄化槽（廃止・休止・管理者変更）	尾張県民事務所環境保全課 ☎052-961-7211（代表） ※廃止、休止をする場合、浄化槽の清掃をお願いします。
☐	愛知用水	愛知用水組合員（愛知用水受益地をお持ちの方） 愛知用水土地改良区春日井事務所 ☎0568-91-1244
☐	運転免許証	瀬戸警察署 ☎0561-82-0110
☐	パスポート	愛知県旅券センター ☎052-563-0236
☐	クレジットカード	各契約会社

3 注意事項

■ 母子・父子家庭（ひとり親家庭）になったときは、児童扶養手当等や医療費の助成を受けられることがあります。※一定の所得制限があります。

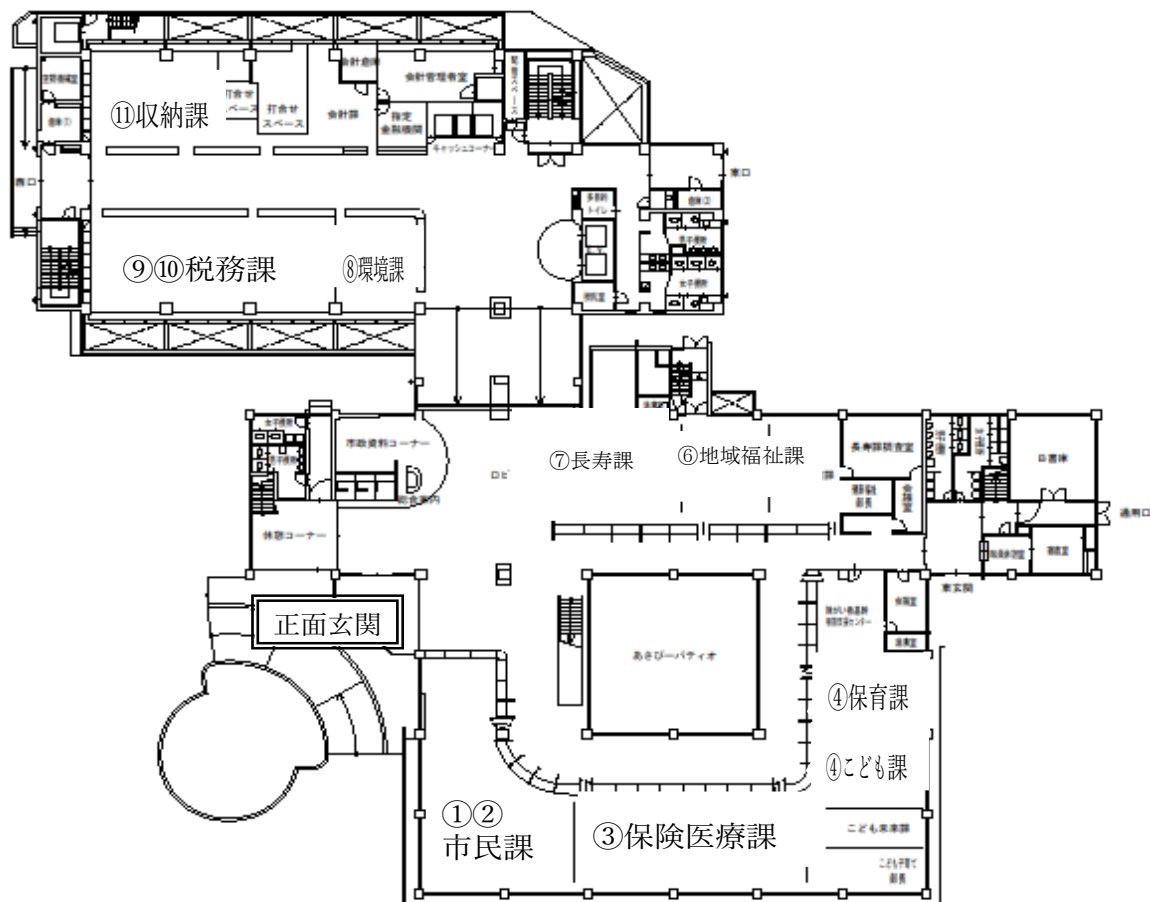
担当課 こども課（内線 477） 保険医療課（内線 327・330）

■ 空き家・空き地の所有者や管理者は、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、定期的な確認と適正な管理に努めてください。

担当課 環境課環境保全係（内線 362）

4 尾張旭市役所 フロアマップ

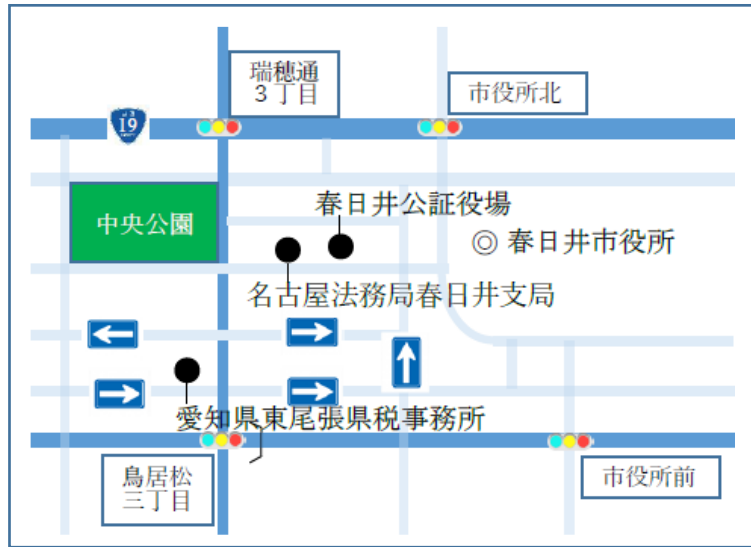
1階



2階



5 官公署マップ



委任状

※この用紙は、委任者本人がすべて自署してください

令和 年 月 日

【委任者】(窓口に来られない方)

住 所				※印鑑登録を委任する場合は 押印(登録する印)が必要です ※連絡先は、屋間連絡のできる 電話番号を記入してください
氏 名	①			
生年月日	明・大 昭・平	年 月 日	連絡先 ()	

私は次の者を代理人と定め、下記の届出、交付申請及び受領に関する権限を委任します

【代理人】(窓口に来られる方)

住 所				※代理人の氏名・住所を確認で きる本人確認書類(顔写真付 きの身分証明書1点又は、そ の他身分証明書2点)をお持 ちください
氏 名		生年月日	明・大 昭・平	

下記の必要な項目を ○ で囲み、必要通数等をご記入ください

記

住民票・印鑑登録等		戸籍謄本等	
住民票の写し(世帯全員・一部)	通	戸籍事項証明[謄本(全部)・抄本(個人)]	通
除票住民票・改製原住民票	通	除 籍 [謄本(全部)・抄本(個人)]	通
住民票記載事項証明書(個人・全員)	通	改製原戸籍 (昭和・平成) (全部・個人)	通
※必要な記載事項に☑をしてください □世帯主・続柄 □本籍・筆頭者 □住民票コード □個人番号 ※住民票コード・個人番号の記載が必要な場合は、代理人には交付できませんので、本人あてに郵送します 外国人住民の方 □国籍・地域 □在留資格・在留期間等 □在留カード等の番号		附 票(戸籍)(全部・一部) □本籍・筆頭者 記載不要 □本籍・筆頭者 記載必要	通
		附 票(除籍・改製原)(全部・一部) ※本籍・筆頭者が記載されます	通
		※いつの時点のものが必要かご記入ください 【 】から【 】まで (記載例) 戸籍・除籍:【出生】から【現在】まで 附 票:【〇〇県△△市□□】から【現在の住所】まで	
		身元証明書	通
現況届	通	相続関係戸籍	
印鑑登録 ※仮登録となり、印鑑証明書の即日発行はできません	登録・廃止	被相続人(亡くなられた方) _____ の	各 通
住民異動届(転入・転出・転居)		出生から死亡までの戸籍	
所得・納税関係証明		その他	
所得課税証明書 年度課税(____年 年中所得)	通		通
備考欄 (特記事項がある場合にはご記入ください)			

※ 死亡の事実が戸籍(除籍)謄本等に記載されるまでには、数日かかります。戸籍(除籍)謄本等の請求は本籍地の市区町村役場に確認の上、請求してください。(市民課 内線 392・393)